

第1号議案－1

広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について

職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程の一部を改正することについて、別紙のとおり提案します。

令和2年3月16日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

広島県教育委員会訓令第 号

本 庁
 地 方 機 関
 学校以外の教育機関
 県 立 学 校

職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程の一部を改正する訓令

職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程（昭和四十一年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(略)				(略)			
機 関	職 員		(略)	機 関	職 員		(略)
本 庁	(略)		(略)	本 庁	(略)		(略)
	その他の 職にある 者	非常勤の者以 外の者	(略)		その他の 職にある 者	臨時任用及 び非常勤の者 以外の者	(略)
		非常勤の者	(略)			臨時任用及 び非常勤の者	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。

第1号議案ー2

広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正することについて、別紙のとおり提案します。

令和2年3月16日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

広島県教育委員会訓令第 号

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十条（略）</p> <p>（短時間勤務会計年度任用職員の取扱い）</p> <p>第十一条 この教育委員会訓令の規定にかかわらず、短時間勤務会計年度任用職員（条例第十七条に規定する短時間勤務会計年度任用職員をいう。）の勤務時間及び休暇等の取扱いについては、別に教育長が定める。</p> <p>（補則）</p> <p>第十二条（略）</p>	<p>第十条（略）</p> <p>（補則）</p> <p>第十一条（略）</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。

第1号議案－3

広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正することについて、
別紙のとおり提案します。

令和2年3月16日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会訓令第 号

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する
訓令

広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(人事評価の実施等) 第三条 (略) 一 (略) 二 (略) 2・3 (略)	(人事評価の実施等) 第三条 (略) 一 臨時任用の職員 二 (略) 三 (略) 2・3 (略)

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。